

令和2年度第1回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日時 令和2年8月4日(火) 18:00~20:00

場所 総合あんしんセンター3階中会議室

出席者 審議会委員11名

岩佐 和幸, 岡林 俊司, 小川 泰子, 北村 和代, 高林 藍子, 中内 康博
長澤 紀美子, 橋本 恵美, 堀川 美彌, 山中 千枝子, 山光 康雄(敬称略)

事務局

市民協働部部長 谷脇 禎哉

市民協働部副部長 明坂 通子

人権同和・男女共同参画課 課長 佐竹 真湖

課長補佐 橋本 昌明

人権同和啓発担当係長 森木 愛

主査補 松本 美香

主事 佐竹 安未

人権・こども支援課 班長 畠中 恒

総務課 課長 内川 勇介

議事 ①高知市人権施策推進基本計画素案について

②SOGI(性的指向・性自認)に関する取組について

報告 ①差別事象報告・インターネットモニタリング実施について

議事①高知市人権施策推進基本計画素案について

委員 市民意識調査の回答率が38.2%とあるが、大体どのくらいを想定していたのか。

事務局 30%くらいと想定していた。

委員 P8 <施策の方向性>ウ 職員等の人権意識の高揚において、「市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者に人権意識を高めるための取組を推進」とあるが、外郭団体や指定管理者の代表者や事務局などを集めた統一的な会合等はあるのか。例えば、高知商工会議所であれば総会などのような。外郭団体や指定管理者などを集めた会等での、啓発を含むと考えてよいか。

事務局 現在は、指定管理者や外郭団体で個別に研修等を行っている状況。全体に市としての方針みたいなものを一括してできる場を設ければよいとも思っているのですが、実際の取組の中で検討を進めていきたいと考えている。

委員 外郭団体の長をしていた時もあったが、市からの職員とプロパーの職員で構成されている。ハラスメント等が起こった場合、高知市全体であれば異動などで対策ができるが、外郭団体では困難。外郭団体同士の人事異動を提言したことがあるが、人材活用にもなり、人権問題の解決策という意味でも、個別でなくて、全体でというのをぜひ検討してほしい。

委員 市民意識調査を行ったことにより、差別を知らない人に、『こういう差別がある』ということを

伝えた。差別や人権侵害はあり、取り組んでいかなければならない。そのときに、外郭団体などにどう伝えていくのか、住民にどのように啓発していくのか、この基本計画がどのように生かされていくのかという方向づけになる。職員研修から外郭団体、最後は住民まで啓発する取組をしていかなければ、「差別がある」ということだけにとどまってしまうので、一つずつの課題について検討していきたい。

委員 これまで、差別に関わる教育は、高知県人権教育研究協議会などが行ってきた。そういう団体を活用し、協力するという方向性をもって、ともに学び参加する計画となしてほしい。今ある団体とどのように手を結び、効果をあげるかということを経緯のなかにも入れてもらったらというふうに思う。

委員 P 7「協働による人権尊重のまちづくり」をどういう経緯で追加・変更されたのか。

事務局 高知市人権尊重のまちづくり条例において、市民一人一人が人権尊重のまちづくりの担い手であり、市民・事業者と連携して人権尊重のまちづくりをしていこうということから「協働による人権尊重のまちづくり」というタイトルにした。

委員 骨子ではどうだったのか。

事務局 骨子ではこの部分はなく、第2章として基本理念のみとしていたのを、第2章を「人権尊重のまちづくり」とし、『1 基本理念』『2 協働による人権尊重のまちづくり』という構成にした。追加したのは、高知市人権尊重のまちづくり条例において、市民・事業者と協働して人権尊重のまちづくりを進めていくという理念に合わせて、計画においても追加したところで、合わせて、「行政の責務」「市民の役割」「事業者の役割」を入れさせていただいた。

委員 市の計画において、役割を規定するということはどうなのか。協働していくために、市がどのように取り組んでいくのかを計画に書くものだと思う。計画に入れ込んだからといって、市民や事業者が役割を果たすということでもないと思うので、現時点で、役割として規定されているのは、違和感を感じる。

事務局 条例において、「市民の役割」「事業者の役割」が明記されており、それぞれが主体的に人権尊重のまちづくりに関わってほしいという思いから、この計画にも載せている。合わせて、第4章にも、【高知市の取組】【市民に期待する取組】【事業者に期待する取組】も入れているが、それが、市の計画としてどうなのかというところは、事務局も検討しているところなので、委員のみなさんからご意見をいただきたい。

委員 骨子案から比べると、素案はよくなっていると思う。事務局からもあったように、行政の責務は大事だが、市民一人一人が担い手であるという意識が育っていかないことには、本当の意味での人権が根付いた社会にはならないと思うので、行政の責務、市民の役割、事業者の役割をはっきりと掲げたことは、分かりやすくなっているのではないかと。また、事業者の役割は大変重要な部分。

委員 P 7「市民の役割」「事業者の役割」は条例に謳って必要なこととしていいが、第4章の【市民に期待する取組】【事業者に期待する取組】について、期待する取組はお任せするというよりは、

役割を強調する意味で、市が要請する内容をコンパクトに、抑圧的にならないように書くべきではないか。期待するというのは少し漠然とした印象。

委員 市の計画で、この位置づけは珍しいのではないか。まちづくりのまちの概念が、全ての人が安心安全に暮らせる居場所としての『まち』づくりということか。

委員 「犯罪被害者等」「災害と人権」について、その他の人権課題から個別に取り上げた理由は。

事務局 庁内組織の人権施策推進本部会の中で意見が出たところ。「災害と人権」については、南海トラフ地震が想定される中で、本市としても大きなテーマであること。また、「犯罪被害者等」については、高知県では条例の制定もされ、今後様々な取組がされることから、本市においても連携して取り組むべきであることから、それぞれ追加した。

委員 市民意識調査の結果は、課題のところに入れ込んでいくのか。

事務局 第4章では必要な取組や課題となるデータとして反映させるとともに、課題についての反映や裏付けとなるデータとして入れ込んでいきたい。また、第5章の具体的取組では、例えば啓発していく対象層などに反映していくなどが考えられるが、どのように結果を反映させていくかは、結果を見ながら検討していきたい。

委員 P47 性的指向・性自認の具体的取組が空白なのは、現在、取組が確立されていないということなのか、それとも、取組を今後新たに始めていくところなのか、状況について教えてほしい。

事務局 これから、取組を進めていこうとしている。現在でもそれぞれの部署においても様々な配慮をしているが、全庁的な取組としては、これからである。

委員 すでに、職員向けの研修などはすでに取り組まれているのかと思う。性的指向・性自認については特別な問題ではなく、ジェンダーに係る取組の中でも共通する部分はあると思うので、今までの取組も踏まえて記載していただけたらと思う。

議事②SOGI（性的指向・性自認）に関する取組について

委員 ガイドライン中に『性的少数者の方々』『性的マイノリティの当事者』と様々な表現がある。LGBTではなく、SOGI（全ての人が共通して持っている属性）の視点を持ってガイドラインを作成したということであるが、『性的少数者の方々』はまさに他人事で、自分のことではないということ。セクシュアリティは見えにくい属性なので、丁寧な表現を使うという主旨は理解できるが、この表現はどうかと思う。職員一人一人においても、性的指向・性自認は持っていることであり、『性的少数者の方々』と表現すると、自分の問題ではないという印象を与えてしまうのではないかと思うので、多様な性の在り方という視点で表現については、検討してもらいたい。

また、P15 2職員採用時の対応、3福利厚生制度等、4安全衛生などは、高知市が行政としてどのように取り組んでいくかが大切なので、例えば、P27の職員へのアンケート結果質問10「同性パートナーについて結婚休暇や介護休暇、給付金等、福利厚生についても同様に申請できるようにする」「ト

イレ・更衣室等の職場環境への配慮」などがあるが、具体的な対応をどう進めていくのかを、ガイドラインに書き込んでいけるといいのでは。

委員 P17 各指針についてはどのように抜粋したのか。

事務局 SOGIハラやアウティングについて、指針の中で関連するところを分かりやすく抜粋した形。

委員 SOGIに関連するところ部分のみを抜粋して掲載されている。『労働施策総合推進法』は昨年6月からすべての自治体にも施行されているので、高知市職員についても守らなければいけないことなので、行政職員としても理解しておかなければならないことである。P16で『アウティングは絶対にしない』とあるが、自分たちの職場で守らなければいけないルールであることを認識していただければと思う。

委員 パートナーシップ制度について、高知市の案では、登録制度で、法的効力はないとされている。登録方式を採用した理由は。また、請願や要望書が出されたのは、どういう形でだされているのか。

事務局 パートナーシップを導入している他の自治体の特徴を捉えて、各方式を示しているが、大きく分けて、公正証書方式と宣誓方式・登録方式・届出方式・申出方式の2つに分けられる。

公正証書方式は公正証書を作成し、それに対して証明書を交付するもの。また、宣誓方式・登録方式・届出方式・申出方式は、市への申請を持って証明書を交付するもの。宣誓方式等は、同性カップルなどに寄り添える制度。要望書では、宣誓方式を希望するものであった。多くの自治体が宣誓方式を採用しているが、宣誓方式などについては、申請書の文言の違いによるもので、効果の違いはない。ただし、宣誓方式・届出方式・申出方式と登録方式が違う点は、申請要件を欠いたとき、虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき、登録証明書等を不正に利用したときなどは、市は登録を抹消することができるということが要綱に盛り込める点が特徴である。なお、法的効力があることにより公正証書がよいという意見もあるかと思うが、公正証書作成には合計3通の公正証書で費用が5万円ほどかかり敷居が高いことと、公正証書は希望すれば自分で作成することができる。

委員 法的効力がないことにより、不利なことがあつたりするのか。

事務局 公正証書方式では、任意後見契約に係る公正証書を作成することとなり、本人の判断能力が不十分となった場合に、任意後見人が契約に基づいて本人の生活を守ることを目的としたものであるが、公正証書を用いない場合はこういった効力がない。あくまで、ご本人の気持ちに寄り添うこと、また、パートナーシップ制度を活用した行政や民間サービスの広がりによる多様な性の在り方に対する理解の浸透のきっかけとなることがパートナーシップ制度を導入する主な目的である。

委員 生活をするうえで、不利になることもないのか。

事務局 導入している自治体では、公営住宅の入居をパートナーとして認められることや、病院で提示すると面会しやすくなったり、民間の携帯電話会社で割引を受けられるようになったりするなど、行政や民間のサービスが受けられる可能性が出てくる。

委員 ガイドラインについて、分かりやすい内容になっていると思うが、これから勉強をするという段階だと思う。若い世代は、性の在り方について関心が高いと思うが、本ガイドラインがLGBTの方々の特別な問題だというふうには捉えられないように、SOGIという一人一人の性の在り方、みんなに関係していることであるということをしかりと捉えていかなければいけないのではないかな。
また、研修などが進んでいったときに、施設利用の問題が出てくる。誰でも使えるユニバーサルトイレは高知市でどれくらいあるのか。

委員 誰でもトイレはいろんなところで見えるが、誰でも更衣室は設置しているところはあるのか。

事務局 誰でも更衣室は見たことはない。

委員 理解することはできても、行動することは難しいと思うので、行動するためには、人権啓発が重要となり、どのように啓発や啓蒙に取り組んでいくのかを検討していきたい。

報告①差別事象報告・インターネットモニタリング実施について

委員 インターネットモニタリングについては、特定のサイトに限らず、削除要請を実施してほしい。